

技能実習制度終了のお知らせおよび面接期限について(重要)

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、すでに報道等でもご承知の通り、現行の技能実習制度は2027年3月末をもって終了し、2027年4月より新たに育成成就労制度が開始されます。

これに伴い、技能実習生の新規受け入れには期限が設けられますので、下記の通りご案内申し上げます。

敬具

記

【1. 制度移行の概要】

- ・育成成就労制度の開始 : 2027年4月1日より
 - ・技能実習計画の申請期限 : 2027年3月31日まで
 - ・技能実習生の最終入国期限 : 2027年6月30日まで
- ※上記期限を超えて新規での技能実習生の受け入れはできません。

【2. 弊組合における最終受入れのスケジュール】

上記の期限から逆算し、以下を技能実習生受入れの最終期限といたします。

- ・面接申し込みの受付 : 2026年8月20日まで(フィリピン人でPOLO枠がない場合は2026年5月29日まで)
- ・面接実施および合格者決定 : 2026年10月31日まで

以上の条件を満たす場合のみ、技能実習生としての申請手続きを進めることが可能です。

【3. 技能実習生の受け入れをご検討中の皆様へお願い】

制度の切り替わり時期には申請が集中し、入管庁の審査に通常以上の時間を要することが予想されます。期限間際のお申し込みの場合、2027年6月末までの入国が間に合わないリスクがございますので、あらかじめご了承ください。

- ・弊組合といたしましても、できる限り円滑に進められるよう対応いたしますが、ご相談いただいた企業様から順に対応させていただきます。
- ・育成成就労制度の詳細や受け入れ条件等につきましては、順次ご案内いたします。
- ・本件は技能実習制度終了に伴う重要なお知らせとなります。

ご不明点がございましたら担当巡回指導員または、組合までお問い合わせください。

お問い合わせ先

ハイウェイサービス四国協同組合

電話番号 : 087-863-0606

受付時間 : 平日 9:00~17:00

以上